

あなたは申告が 必要？ 不要？

申告が必要かどうかの簡易な目安です。必ずしも当てはまらない場合もありますので、ご不明な点は税務会計課までお問い合わせください。(☎0185-79-2113)

スタート

令和7年1月1日現在、藤里町に住所がありますか？

いいえ

藤里町に町県民税の申告をする必要はありません。
令和7年1月1日に住所を置いている市町村にお問い合わせください。

はい

税務署で所得税の確定申告をしますか？

はい

町県民税の申告をする必要はありません(税務署から町に課税資料が送付されてくるため)。

いいえ

令和6年1月1日～令和6年12月31日の間に何か収入がありましたか？

いいえ

申告書の提出のみ必要です。
おもて面に氏名、住所、電話番号、マイナンバー等を記入し、役場・税務会計課へ提出してください。
各種税金、保険料、医療助成制度、保育料等に関わりますので必ず提出してください。

はい

障害年金、遺族年金、失業給付金などの非課税所得以外に収入がありましたか？

いいえ

※申告書は1月中旬、各世帯に送付されます。

はい

どのような収入がありましたか？ ①～③から選んで進んでください。

①給与収入がある

お勤め先の給与以外に収入がありましたか？
※勤務先から町に給与支払の報告がされていない場合は申告が必要です。

いいえ

医療費、寄附金税額、雑損控除等を受けますか？

いいえ

町県民税の申告は必要はありません。
ただし、給与の年末調整が済んでいない方は申告が必要な場合があります。

②公的年金収入がある

国民年金、厚生年金、共済年金の老齢年金以外に収入がありましたか？

いいえ

扶養、医療費、社会保険料、生命保険料、地震保険料、雑損等の控除を受けますか？

いいえ

町県民税の申告の必要はありません。

③農業・営業・不動産・譲渡・一時・雑所得等の収入がある。

はい

はい

はい

はい

はい

町県民税の申告が必要です